

内容は次のとおりである。小森惣右衛門の次男利八が今日郡役所において、堰管理の任役（堰裁判定役）を命じられた。今後は思い堀と麻生堀の保守管理について、堰守兩人と協力すること。また、大川の洪水の際も大川の西土手の定役に協力して裁判を行うことになるので、その旨を承知するように、ということである。なお、この文書の中荒井組内の関係する村々の肝煎に対し回覧したのは、中荒井組郷頭長男の惣九郎で

小森惣右衛門

四月十七日申聞覚

思堀堰裁判定役

小森愛之助

悴 幸四郎

嘉永五年

四月十七日申聞覚

思堀堰裁判定役

小森愛之助

悴 幸四郎

其の方義願之通り役義用
 捨せしむ悴幸四郎と申す者親
 跡思堀戈判定役申し付け候之に依って
 給米帶刀無役高之義
 共に親通り申し付け候事

其の方義願之通り役義用
 捨せしむ悴幸四郎と申す者親
 跡思堀戈判定役申し付け候之に依って
 給米帶刀無役高之義
 共に親通り申し付け候事

すなはち、愛之助の退職願は承認する。また、悴幸四郎についても親の跡を継ぎ、思い堀戈判定役を命ずる。したがって、給米帶刀無役高の件についても親同様認める、という事である。なお利八（幸四郎）は明治の世になっても、明治二十四年に死亡するまで、この仕事に関係して

ある。また、中荒井組以外で思い堀や麻生堀を利用している郷村の肝煎に対しても、それぞれの組の郷頭より同じく通知したものと思われる。なお堰裁判定役の任命の仕方は一貫して同じであった。次の文書は、嘉永五年（一八五二）四月十七日に代官鈴木長蔵が小森愛之助と悴利八（幸四郎）を郡役所に同道し、担当役人の立会いのもとに申し渡しをした任命書の聞き覚えである。

いたといわれている。ちなみに、堰裁判定役は左表のとおり世襲となっていた。なお参考までに特に関係の深い郷頭も併せて示す。